

一般競争入札仕様書等に関する回答書

令和 7 年 5 月 3 0 日

福島県環境創造センター所長 郡司 博道

案 件 名	令和 7 年度外来種消化管内容物調査業務
契 約 元 課 名	福島県環境創造センター
公 告 日	令和 7 年 5 月 21 日

質問事項	仕様書第 1 1 条第 4 項「作業の際は適宜甲が立ち会うことができることとする。」との記載について、以下の通り質問いたします。 1. 次世代シーケンサーを用いた遺伝分析の過程（機器を使用している最中）についても、「作業」に立ち会いが可能な状態である必要がありますか。 2. 契約書案では主たる業務については、再委託は禁止とのことですが、次世代シーケンサーを用いた遺伝分析における機器操作等の作業については、受託者が自ら行う必要があると解すべきでしょうか。それとも、外部機関への再委託が可能でしょうか。
回 答	1. 作業の立ち会いについては、主にDNA抽出から次世代シーケンサーによる分析を行う一連の作業環境を確認するためのものです。 そのため、次世代シーケンサーによる分析環境及び分析する流れについて確認可能であれば、機器を使用している最中の立ち会いでなくとも構いません。 2. 次世代シーケンサーによる分析における機器操作及び分析のみであれば、契約書案第 4 条第 2 項の規定により、あらかじめ委託者の承諾を得た上で、外部機関へ再委託可能とします。ただし、次世代シーケンサーによる分析結果に疑義が生じた場合に、分析状況、分析結果について速やかに確認できる体制をとってください。
備 考	